

作業場等における騒音・振動規制について

規制対象作業場

(県内全域(さいたま市を除く。))が規制対象となります)

- 1 廃棄物、原材料等を保管するために屋外に設けられた場所(150㎡以上であるもの)
- 2 自動車駐車場(20台以上駐車できるもの)
- 3 トラックターミナル

※さいたま市については、さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。

騒音の規制基準(単位:デシベル)

区域区分		時間区分			
		朝 午前6時から 午前8時	昼 午前8時から 午後7時	夕 午後7時から 午後10時	夜 午後10時から 午前6時
1種	第1種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
2種	第1種住居地域	50	55	50	45
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定のない区域 都市計画区域外				
3種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
4種	工業地域 工業専用地域	65	70	65	60

振動の規制基準(単位:デシベル)

区域区分		時間区分	
		昼 午前8時から 午後7時	夜 午後7時から 午前8時
1種	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外			
2種	近隣商業地域	65	60
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 1 表に掲げた値は屋外作業場の敷地境界における基準値です。
2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とします。(騒音の1種区域除く。)